

広島県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十四年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
呉市郷原町字東神田一九一六番一地先から 呉市郷原町字田中一二七二番一地先まで		〇 〽 二六・二〇〇	七・〇〇〽 二〇・〇〇〽	四二二・六〇	拡幅	
呉市郷原町字門之平二三三番一地先から 呉市郷原町字東神田一九一六番一地先まで		〇 〽 二六・二〇〇	七・〇〇〽 二〇・〇〇〽	四二七・四〇	ダブルウェイ	
呉市郷原町字打田ヶ原三七一三番一地先から 呉市郷原町字門之平二三三番一地先まで		〇 〽 二八・二〇〇	九・〇〇〽 二〇・〇〇〽	二六〇・〇〇	拡幅	
呉市郷原町字東違越五九一一番一地先から 呉市郷原町字打田ヶ原三七一三番一地先まで		〇 〽 二六・〇〇〇	七・〇〇〽 二〇・〇〇〽	四二二・〇〇	ダブルウェイ	